

資料III-5

政府調達の自主的措置に関するご意見・ご要望への回答

●ホームページのデータベース等による調達案件の情報提供に関して、あまり周知されていないように感じます。また、検索機能の充実など、必要な情報をより一層入手し易いように改善していただきたい。

(政府回答)

調達案件の情報提供に関しては、各調達機関のホームページ等に掲載しているほか、政府調達に関心を有する供給者の利便に資するため、以下の方法により、個々の調達案件の一元的情報提供等を行っています。

- ・ 官報の政府調達公告版
- ・ 国立印刷局ホームページ版(<http://kanpou.npb.go.jp/>)
- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)の政府公共調達データベース
(<http://www.jetro.go.jp/cgi-bin/gov/govj0101.cgi>)
- ・ 調達総合情報システム(<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/TopPage.html>)
- ・ 情報システムに係る政府調達事例データベース
(<http://cyoutatujirei.e-gov.go.jp/Main?CID=GPB0101G01>)

また、ご指摘のようなご意見を踏まえ、必要な情報をより一層入手し易いように、検索機能の充実等を図っていくこととしており、例えば、平成21年度には、JETROの「政府公共調達データベース」における一部検索機能の拡充、また、「情報システムに係る政府調達事例データベース」の改修による登録情報の充実などに取り組みました。

今後においても引き続き、より利便性の高い情報提供を推進してまいります。

なお、調達案件についてご不明な点がございましたら、各調達機関窓口までお気軽にお問合せ下さい。

●技術仕様に関して、実際に使用に影響のない仕様まで記載され、実質的に製品指定になっているケースなど、特定メーカーに優位な仕様となることを懸念しています。

(政府回答)

調達機関は、「政府調達に関する協定」(以下、「WTO政府調達協定」という。)により、国際貿易に対する不必要的障害をもたらすような技術仕様を作成してはならないとされています。また、我が国の自主的措置として調達分野ごとに定めているアクション・プログラムにおいても、公平な方法で仕様を作成することなどが決められています。

ご指摘のような場合を含め、これらの規定に違反していると供給者が判断する場合には、苦情を申し立てることができます(注)。

苦情を申し立てるための条件や手続等、政府調達苦情処理制度についてご不明な点がございましたら、内閣府ホームページ(http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main_j.html)をご覧下さい。

(注)供給者が、政府調達協定等の違反があると考える場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが推奨されています。

●政府調達に係る苦情申立てを行っても、苦情処理機関が政府内に置かれているため、公平に扱ってもらえるか不安です。また、苦情申立てを行った場合に、その後、相手方や他の調達機関から不利益な扱いを受けるのではないかと懸念しています。

(政府回答)

政府調達制度の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図るため、政府は政府調達苦情検討委員会を設置し、政府調達における苦情の受付・処理体制を整備しています。

政府調達苦情検討委員会は、WTO政府調達協定が求めている「調達の結果にいかなる利害関係も有しない公平なかつ独立した検討機関」です。構成員は、申し立てられた苦情に関して利害関係を有しない有識者であり、外部からの影響を受けずに苦情の検討に当たります。

また、苦情処理制度を活用した事業者を調達機関が商売上不利な立場におくことは、同協定に違反することとなることから、政府としても同協定を遵守すべく、調達機関に対して指導の徹底を図っているところです。

●一般競争入札においては、過当競争による破格の安値入札が横行しているように感じます。適正な価格による競争が担保されるような仕組みを検討していただきたい。

(政府回答)

国の調達に際しては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、最低の価格で入札した者と契約しないことができるという特例を設けています。これを低入札価格調査制度といいます。

契約手続においては、この制度の適切な活用により安値入札への対応を図ることとしております。

●情報システムの調達において、低入札価格調査制度が導入されたことは一定の成果であるが、それがどの程度活用され、どのような効果があったのかフォローアップし、その結果の情報公開を実施することが必要ではないでしょうか。

(政府回答)

情報システムに係る政府調達については、低入札価格調査を行った場合、その結果等について、総務省において整備している「情報システムに係る政府調達事例データベース」

(<http://cyoutatujirei.e-gov.go.jp/Main?CID=GPB0101G01>)に登録し、公表することとしております。

今後とも、情報システムに係る政府調達の低入札価格調査の情報が、同データベースに適切に登録されるよう、取り組んでまいります。

- 情報システムの調達について、分離調達が推奨されているが、分離調達を行った場合、分離されたシステム間で不整合が発生して全体として機能しない事態や、ベンダ間調整に時間を要する等スケジュール遅延が発生することも想定されるため、分離調達の実施は、求められる品質・コスト・納期等のシステム特性に応じて判断されるべきではないでしょうか。

(政府回答)

情報システムの調達においては、一括調達により、大手事業者のみに参入機会を与えるとともに、特定事業者への依存を強め、その他の事業者の参入が阻害される可能性がある点を改善するため、設計・開発費用が5億円以上の大規模な情報システムについて、原則として、分離調達を行うこととしています。

但し、分離調達の選択により、分割リスクが強く懸念される場合、明らかに大幅なコスト増又は許容できないスケジュールの遅延が生ずる場合など、分離調達によらないほうが合理的な場合もあり得ることから、そのような場合には、情報システムの特性や設計・開発の内容に応じて、分離調達の実施の可否が判断されます。

- 情報システム調達の総合評価落札方式について、技術点と価格点の比率を画一的に1:1の配分で評価するのではなく、高い技術力が求められるものについては技術点の比率を高めるなどの、柔軟な運用が必要ではないでしょうか。

(政府回答)

政府においては、質の高い情報システムを一層適正に調達する観点から、情報システムに係る政府調達を行う際の総合評価落札方式として、平成14年8月1日以降に入札公告又は入札公示を行う調達案件について加算方式を適用することができるようにいたしました。加算方式を適用することにより、価格の大小にかかわらず、全体の評価における技術点の重みは変わらないため、極端な安値落札の抑止につながるものと認識しております。

今後においても、情報システムに係る政府調達の実施状況等をフォローアップし、必要に応じ、よりよい評価のあり方について検討していきたいと考えております。